（窓）

第十五条　（略）

2　救命艇又は救命いかだの積付場所及び乗艇場所、招集場所並びに脱出経路を形成する暴露部の階段及び開放された甲板に面する窓並びに救命艇、救命いかだ又は降下式乗込装置の乗艇場所の下方にある窓（旅客定員が三六人以下の船舶にあつては、救命艇、救命いかだ又は降下式乗込装置の積付場所及び乗艇場所に面する窓並びに救命艇、救命いかだ又は降下式乗込装置の乗艇場所の下方にある窓）であつて、火災の際に当該窓が破損した場合に救命艇又は救命いかだの進水又はこれらへの乗艇を妨げる位置にあるものは、その耐火性等について告示で定める要件に適合するものでなければならない。

（回転翼航空機甲板の防火措置）

第五十二条　回転翼航空機甲板は、鋼又は鋼と同等の材料で造られたものでなければならない。

2　甲板室又は船楼の頂部に設ける回転翼航空機甲板は、耐火性について告示で定める仕切りでなければならない。

3　回転翼航空機甲板に回転翼航空機の給油又は格納のための設備を有する船舶には、当該甲板に、管海官庁が適当と認める防火措置を講じなければならない。

第五十三条　削除

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記様式1（附則第7条関係）	別記様式1（附則第7条関係）
番号　第　　号 Certificate No. …… 液化ガスばら積船適合証書 CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK	番号　第　　号 Certificate No. …… 液化ガスばら積船適合証書 CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK
（略） この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY： 1～5　（略） 6　上記の規約の第2.2.3項により要求される承認された積付資料及び復原性資料がこの船舶に備えられていること。 That the loading and stability information booklet required by paragraph 2.2.3 of the Code has been supplied to the ship in an approved form 7　この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。 That the ship shall be loaded： .1　（略） .2　上記の規約の第2.2.4項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.5項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。	（略） この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY： 1～5　（略） （新設） 6　この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。 That the ship shall be loaded： .1　（略） .2　上記の規約の第2.2.4項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.5項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。